

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1059 号（諮問第 1721 号）

件名：愛知県新体育館整備・運営等事業事業提案書の不開示決定等に関する件

### 1 開示請求

令和 4 年 6 月 3 日及び同年 7 月 28 日

### 2 原処分

令和 4 年 7 月 15 日（不開示決定）

令和 4 年 8 月 10 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表 1 に掲げる不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）において、愛知県新体育館整備・運営等事業事業提案書（以下「文書 1」という。）を不開示とし、また、別表 2 に掲げる一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）において、愛知県新体育館整備・運営等事業 PFI 事業者選定委員会議事録（第 8 回）（以下「文書 2」という。）のうち、別表 2 の 2 欄に掲げる部分を不開示とした。

### 3 審査請求

令和 4 年 8 月 16 日

原処分の取消しを求める。

### 4 諮問

令和 5 年 1 月 20 日

### 5 答申

令和 5 年 6 月 26 日

### 6 審査会の結論

知事が、本件不開示決定において、文書 1 を不開示としたこと及び本件一部開示決定において、文書 2 のうち、別表 2 の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

### 7 審査会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

文書1は、令和2年8月7日に公告した愛知県新体育館整備・運営等事業に関する総合評価一般競争入札において、要求水準書や入札説明書、様式集及び記載要領等に基づいて応募事業者グループが作成し、提出した事業提案書である。

文書2は、令和3年2月9日に開催された愛知県新体育館整備・運営等事業PFI事業者選定委員会の議事録である。

実施機関は、本件不開示決定において、文書1を別表1の2欄に掲げる規定に該当するとして不開示とし、本件一部開示決定において、文書2のうち、別表2の2欄に掲げる部分を、同表の3欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第7条第3号イ該当性について、以下検討する。

イ 文書1について

実施機関によれば、文書1には、要求水準書や入札説明書、記載要領等を踏まえ、豊富な経験と高い専門知識、高度な企画・表現能力及び技術力を基に、本事業の提案概要、実施の基本方針、収支計画その他各業務の詳細な事業内容が記載されているとのことである。

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、文書1は、その配置やレイアウト、構成、記載方法を含めた全体が独自のノウハウ・知見であるとのことである。

当審査会において文書1を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、その内容が開示されると、応募した各事業者グループの手の内が明らかにされるとともに、蓄積されたノウハウ・知見を流出させることになり、各事業者グループの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、文書1は、条例第7条第3号イに該当する。

ウ 文書 2 について

(ア) 事業者名その他特定の事業者を識別できる部分

実施機関によれば、事業者名その他特定の事業者を識別できる部分には、愛知県新体育館整備・運営等事業に応募し、不採用となった事業者グループ名が記載されているとのことである。

当審査会において文書 2 の内容を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、愛知県新体育館整備・運営等事業に応募し、不採用となった事実が公になると、当該事業者の社会的評価の低下につながるおそれがあると認められる。

したがって、事業者名その他特定の事業者を識別できる部分は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(イ) 事業者の提案内容に関する部分

実施機関によれば、事業者の提案内容に関する部分には、プレゼンテーションを行う事業者グループを表記したアルファベット及びノウハウ・知見を駆使した提案内容に関する説明が記載されているとのことである。

当審査会において文書 2 の内容を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、事業者の提案内容に関する部分が公になると、手の内が明らかにされるとともに、蓄積されたノウハウ・知見を流出させることになり、各事業者グループの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、事業者の提案内容に関する部分は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(4) 条例第 7 条第 5 号該当性について

ア 条例第 7 条第 5 号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 5 号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、文書 2 において不開示とした部分には、発言した委員の氏名、具体的な選定の内容が分かる部分及び事業者の提案内容に

関する部分が記載されているところ、これらの部分が公になると、事務局や事業者グループとの質疑応答における各委員の発言の内容、回数及びタイミングと相まって、各委員が選定結果にどのように影響を及ぼしたかを推察することが可能となり、選定結果に不満を持つ者から各委員に対して不当な圧力がかけられたり、干渉がなされたりするおそれがあるとのことである。

また、これらの干渉等により、各委員の率直な評価に影響を与え、委員によっては、公にされることを意識して、自らが受けた率直な印象によることを避けた選定が行われるおそれがあるとのことである。

さらに、愛知県新体育館整備・運営等事業に係る事業者の選定は既に終了しているが、発言した委員の氏名、具体的な選定の内容が分かる部分及び事業者の提案内容に関する部分が公になることが前提となれば、今後、県が行う同種の施設整備事業等の選定において率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとのことである。

当審査会において文書2の内容を見分したところ、実施機関の主張するおりの内容が記載されており、これらの情報を公にすることにより、各委員に対して不当な圧力や干渉のおそれがあり、また、これらの干渉等により、各委員の率直な評価に影響を与えるおそれがあることから、今後、県が行う同種の施設整備事業等の選定において率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、発言した委員の氏名、具体的な選定の内容が分かる部分及び事業者の提案内容に関する部分は、条例第7条第5号に該当する。

#### (5) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第6号該当性について、以下検討する。

#### イ 文書1について

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、文書1には、ノウハウ・知見を駆使した提案内容が記載されていることから、愛知県新体育館整備・運営等事業に係る整備・運営事業者の選定は既に終了しているが、文書1の内容が公になることが前提となれば、今後、事業者からの積極的な提案が受けられなくなるおそれが生じ、その結果、県が行う同種の施設整備事業等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると

のことである。

当審査会において文書1を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの情報を公にすることにより、今後、事業者からの積極的な提案が受けられなくなるおそれが生じ、その結果、県が行う同種の施設整備事業等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、文書1は、条例第7条第6号に該当する。

#### ウ 文書2について

##### (ア) 発言した委員の氏名及び具体的な選定の内容が分かる部分

実施機関によれば、文書2において不開示とした部分には、発言した委員の氏名及び具体的な選定の内容が記載されていることから、これらの部分が公になると、前記(4)イにおいて述べたとおり、各委員に対して不当な圧力がかけられたり、干渉がなされたりするおそれがあるとのことである。

また、これらの干渉等により、各委員の率直な評価に影響を与え、委員によっては、公にされることを意識して、自らが受けた率直な印象によることを避けた選定が行われるおそれがあるとのことである。

さらに、愛知県新体育館整備・運営等事業に係る事業者の選定は既に終了しているが、発言した委員の氏名及び具体的な選定の内容が分かる部分が公になることが前提となれば、今後、県が行う同種の施設整備事業等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審査会においてこれらの部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの情報を公にすることにより、各委員に対して不当な圧力や干渉のおそれ、これらの干渉等により、各委員の率直な評価に影響を与えるおそれがあることから、今後、県が行う同種の施設整備事業等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、発言した委員の氏名及び具体的な選定の内容が分かる部分は、条例第7条第6号に該当する。

##### (イ) 事業者名その他特定の事業者を識別できる部分及び事業者の提案内容に関する部分

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、文書2において不開示とした部分には、不採用となった事業者グループにとって不名誉な情報や、ノウハウ・知見に該当する内容が記載されていることから、これらの部分が公になることが前提となれば、事業者グループ及びその構成企業の社会的評価の低下やノウハウ・知見の流出のおそれがあり、今後、事業者からの積極的な提案が受けられなくなるおそれが生じ、その結果、県が行う同種の施設整備事業等の適正な遂行

に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審査会においてこれらの部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの情報を公にすることにより、今後、事業者からの積極的な提案が受けられなくなるおそれが生じ、その結果、県が行う同種の施設整備事業等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、事業者名その他特定の事業者を識別できる部分及び事業者の提案内容に関する部分は、条例第7条第6号に該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、反論書において、「最大限の情報を公開し、検証できるようにすることによる公益性の方が、民間企業の利益保護よりも上回る」と主張するが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)から(5)までにおいて述べたとおりであり、不開示とされた部分を開示することについて、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められないことから、審査請求人の上記主張は採用できない。

また、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1 (令和 4 年 7 月 15 日付け 4 競施第 322 号行政文書不開示決定)

1 対象行政文書	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
<p>文書 1 愛知県新体育館 整備・運営等事業 事業提案書</p>	<p>条例第 7 条第 3 号イに該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p> <p>条例第 7 条第 6 号に該当 県が行う愛知県新体育館整備・運営等事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>

別表 2 (令和 4 年 8 月 10 日付け 4 競施第 406 号行政文書一部開示決定)

1 対象行政文書	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
<p>文書 2 愛知県新体育館整備・運営等事業 PFI 事業者選定委員会議事録 (第 8 回)</p>	<p>発言した委員の氏名 具体的な選定の内容が分かる部分</p>	<p>条例第 7 条第 5 号に該当 県の機関における審議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p> <p>条例第 7 条第 6 号に該当 県が行う愛知県新体育館整備・運営等事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業の性質上、将来の同種の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
	<p>事業者名その他特定の事業者を識別できる部分</p>	<p>条例第 7 条第 3 号イに該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p> <p>条例第 7 条第 6 号に該当 県が行う愛知県新体育館整備・運営等事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
	<p>事業者の提案内容に関する部分</p>	<p>条例第 7 条第 3 号イに該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p> <p>条例第 7 条第 5 号に該当 県の機関における審議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p> <p>条例第 7 条第 6 号に該当 県が行う愛知県新体育館整備・運営等事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>